

著作権の帰属問題について

—法人著作の認定が争点となっている著作権侵害事件を素材に—

第 1 審江蘇省無錫市中級人民法院 (2007)

錫民三初字第0038号 (2007年 8 月 9 日),

上訴審江蘇省高級人民法院 (2007)

蘇民三終字第0143号 (2007年12月14日)⁽¹⁾

事実の概要

1972年11月, X (原告, 被上訴人) の所属する建築会社 A (後に, 組織編制により社名変更) は, 建築工業出版社 Y1 (被告, 上訴人) に, A 社の新しい施工方法を紹介する本の出版を準備していることを伝えた。その後, 双方が当該書物の原稿のタイトル, 挿絵, 写真, 出版社の関係者による査読, 宿泊などの問題について, 繰り返し書簡のやりとりを行った。

1975年 9 月, Y1がA社の新しい施工方法を紹介する「A 編著」の『双曲線』(10.4万字) という本 (以下, 「本件著作物」という) を出版し, 内容紹介の中で, 「本書のすべては, X が執筆」したと明記している。

1994年 4 月12日, A が発行した「本件著作物の著作権証明書」によると, 本件著作物は, 当時, A 社の施工責任者であった X が執筆し, X 自身の施工の実践経験を踏まえて, 本の中の文字, 図表は, すべて X 一人で完成し, 当該著書の著作権は, X に属する, とした。

1981年12月, 1988年12月, 1992年 3 月に, Y1は, それぞれ『建築施工ハンドブック』(以下「ハンドブック」という。)の第 1 版, 第 2 版及び第 2 版のダイジェスト版を出版した。ある章は, 本件著作物の中の文字や図を大量に引用しているにもかかわらず, いずれも引用文献を明記していなかった。

1994年 2 月, 3 月, X は, 2 回にわたって Y1に書簡を送り, ハンドブック

(1) 最高人民法院中国应用法学研究所編『人民法院案例選』第64輯 (人民法院出版社, 2008年) 353~363頁。

は、Xの本件著作物の中の図、表及び文字を大量に引用し、引用文献を明記しなかっただけでなく、参考文献の中でも引用文献、作者等を明記しなかったことを理由に、Y1に対して説明するように求めた。同年3月、4月、Y1は、2回にわたってXに返信し、ハンドブックは本件著作物の内容を引用したが著作者名を明記しなかったことを認め、同時に1版・2版の印刷部数及び引用字数により原稿料672元を支払うことに同意した。また、再版する際に作者の著作権を尊重することを約束した。XはY1が支払った672元の原稿料を受け取った。

1997年4月、2003年5月にY1は、それぞれハンドブックの第3版、第4版を出版し、さらに増刷を重ねた。再版内容において、依然として第1版、第2版の中で引用した本件著作物の内容と同じ内容を書き、引用文献も明記しなかった。

2006年6月から10月にかけて、Xは、Y1との間にハンドブックの再版及び本件著作物の関連内容を引用した件につき、書簡を通じて再三交渉したが、合意に達することができなかった。

2006年9月30日、Xは、新華書店Y2でハンドブック（第4版）のダイジェスト版を一冊149円で購入した。

1審におけるXの主張は、およそ以下のとおりである。

Xは1975年に本件著作物を創作し、Y1により出版された。当時の情勢により、出版時における当該書物の署名を、Xの所属単位であるAとすることにした。Xは、Y1が1981年12月に出版発行したハンドブック第1版の中で、Xの上記作品の内容合計2万字をそのまま丸写していることを発見した。Xは、1994年から数回にわたってY1に書簡を送り、Y1も返事する際に自らの権利侵害事実を認め、原稿料の支払いと作者の著作権の尊重を約束した。しかし、Y1は、ハンドブックの増刷及び再版時に、依然としてXに通知せず、報酬も払わなかった。

2005年10月、Xは、Y2で再びY1が出版発行したハンドブックの第3版・第4版及びダイジェスト版が販売されており、依然としてXの著作物をそのまま丸写しをしていることを発見した。Y1は、再三にわたってXの作品を盗用し、Xの法により享有する著作権者の人格権及び財産権を侵害しただけではなく、Xに精神的な損害を与えた。Y2が、権利侵害図書を販売していることは共同権利侵害を構成する。

Xは、裁判所に対して、①Y1・Y2は、ただちにXの著作である本件著作

物の内容を盗用したハンドブックの出版・発行及び販売を停止し、X に経済損失、調査費用・弁護士費用20万元及び精神損失費 1 万元を賠償する。② Y1 に対して、「中国建設新聞」及び「建築技術」誌に事実を認める声明を掲載し、謝罪・影響の除去を命じるように求めた。

Y1 は、本件著作物は、法人著作であり、X は著作権者ではなく、原告として不適格である、と主張する。その理由は、以下の通りである。

① 当該書物は、A 名義で投稿したものであり、② 当該書物は、建設部に属する研究所が編集したのであり、費用も研究所が負担し、出版社の校正費用も研究所が支払ったのである。③ 当該書物の内容は、投稿した A の実践経験に基づくものであり、A の技術データが多く含まれている。また、初稿完成後、さらに A の校正を経てはじめて出版することができ、かつ著作物の中で本書は集団創作であり、著作権は A に属することを明記した。④ 著作物の署名は、A の慎重な決定を経て、X の労働を尊重し、X を原稿執筆者とした。

また、X は A の職員として、A の著作権を相続・享有することができず、本件著作物の著作者は、A である。

さらに、同書は、1975 年に出版され、仮に Y1 が権利侵害を構成したとしても、X はすでに最長訴訟時効を超過しているので、X の訴訟請求は棄却されるべきである。

Y2 は、ハンドブックは、Y1 が出版した図書であり、Y2 は正当なルートから入荷し、合法販売に属し、かつ販売者の合理審査義務を尽くしたので、権利侵害の賠償責任を負う必要がない、と主張した。

判 決

1 原 審

原審の判示するところによれば、本件の争点は、主に以下の 3 点にある。

① 本件著作物は X 個人の作品か、当時 X の所在単位である A 法人の作品か。

② X が本件著作物の作者の名義で提起した訴えは、訴訟時効の期間を過ぎているかどうか。

③ Y2 は、共同で権利侵害責任を負う必要があるか否か。

(1) 争点①について

本件著作物は、投稿時に確かに A 法人の名義を使用し、かつ A が原稿査読

の際に審査者の食事や宿泊等について便宜を図ったものの、当該書物の内容はすべてXが執筆し完成したという事実を変えることはできない。Y1は、当該書物は法人作品である、と出張するが、出版当時において、中国では、著作権を含む知的財産権法は一切制定されていなかった。1991年、著作権法が公布され、その後、1994年にAは証明書を発行し、本件著作物はX個人が完成したものであり、著作権はXに属することを明記した。また、本件事実を著作権法11条3項の法人著作の構成要件に照らしてみると、Aは、誰の名義で出版社に投稿するかについて検討していたが、本件著作物の概要や内容等について、法人の考えを示した。しかし、著作の責任等については言及していないので、「法人の指示・監督〔主持〕、法人の意思を体现する」に符合すると認定し難い。本件の認定事実を総合してみると、本件著作物の著作権は、Xに属するといわなければならない

（2）争点②について

Xは、すでに1994年にY1が出版したハンドブックの第1・2版及び第2版のダイジェスト版には著作権侵害の事実が存在することに気づいていた。しかし、この問題について訴訟を提起しなかったため、本件Y1の侵害行為に対して提起した訴訟は、すでに2年の訴訟時効期間を超えてしまったのである。Y1は、1994年以後、Xの著作権を侵害する内容を含むハンドブックの第3・4版及びダイジェスト版を出版し、新たな権利侵害行為を実施しているといえる。Xは、Y1の新たな権利侵害行為に気づいた（2005年末）後、訴訟を提起し、2年の訴訟時効期間を過ぎていないので、Y1が出版したハンドブックの第3・4版の権利侵害行為に対して、訴訟を通じて救済を得る権利を有する。

（3）争点③について

Y2は、ハンドブック（第4版）を販売する行為について、合法的なルートから入荷したものであることを証明する証拠を有し、主観的には特に過失があると思われず、本件において権利侵害民事責任を負うべきではない。

結論として、Xは、本件著作物の著作者であり、その著作に対して享受する著作権は、法律により守られるべきである。Y1は、著作権者Xの許諾を得ず、上記の作品内容（約2万字）を引用し、かつ引用先の著作者名を明記しておらず、著作権者Xの署名権、複製権、発行権及び報酬を得る権利を侵害したので、Xが求めていた侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償の民事責任を負わなければならない。ハンドブックの中で、Xの著作権侵害部分が全体の著作の中で占める割合は極めて小さい（約1%）ことを考えると、社会公

共利益のため、当該著作物の出版・発行を停止させるべきではないが、X に一定の経済的補償を与えなければならない。X が主張していた損害賠償については、① Y1の権利侵害行為の性質、②権利侵害出版物の再版回数、③権利侵害行為の効果、④ X 本人及び著作物の知名度等の要素に照らし合わせて、5 万元とした。

これに対して、Y1は控訴。

2 上訴審

上訴棄却。

上訴審（江蘇高級人民法院）において、Y1は、1 審判決の認定事実は明らかでなく、著作権の帰属に対する認定が誤っており、謝罪を命じたのは妥当ではない等を理由により、裁判所に対して、1 審判決を破棄し、差し戻すか事実を明らかにした上で改めて判断するように求めた。

上訴審は、一審が認定した事実及び証拠を追認し、本件の争点について、次の通りであると認定した。すなわち、① X は本件著作物の著作権者かどうか。②権利侵害を構成するのであれば、Y1は謝罪すべきか否か。③1 審が確定した賠償額が妥当かどうか、等である。

（1）争点①について

……A が本件著作物の著作権について発行した証明書は、本件著作物の著作者はAではなく、Xであることを証明することができる。

（2）争点②について

Y1は、著作権者 X の許諾を得ず、その著作権を侵害するハンドブックを出版・発行したため、中国著作権法及び関連司法解釈の規定により、謝罪しなければならない。

（3）争点③について

ハンドブックは、権利侵害作品であるため、賠償額を確定する際、通常の手稿料を基準に計算してはならない。1 審判決は、Y1の権利侵害行為の性質、権利侵害出版物の再版回数、発行数、発行時間、発行範囲、権利侵害行為の効果、X 本人並びに著作物の知名度及び権利者が訴訟のために支出した合理的な費用等を、賠償額を確定する際の総合参考要素とすることは、必ずしも不当であるとはいえない。

上訴審は、1 審判決を支持し、Y1の上訴を棄却した。

解 説

1 はじめに

本件は、Aの職員であるXが創作した著作の著作権がY1・Y2に侵害され、法人著作の成否について争われた事例である。上訴審は、1審の判決を支持し、本件著作物の著作権は、Xに属する、と判示している。

中国著作権法は、法人著作の構成要件を明確に定めており、法人著作か個人著作かの認定については、実務では、あまり問題が生じないといわれている。本件は、著作権を保護する法律が存在しない「文化大革命」という特定の歴史的な時期において、出版された著作の権利帰属が争われた事例として、意義があると考えられる。

しかし、著作権法が制定される前に発生した著作権帰属紛争であるので、法律適用の問題が生じる。この点について、著作権法は、「この法律に定める著作権者、出版者、実演者、録音録画の製作者、及び放送局、テレビ局の権利で、この法律の施行日においてこの法律に定める保護期間を超えないものについては、この法律により保護する。この法律が施行される前に発生した権利の侵害又は違法行為については、権利の侵害又は違法行為が発生した時の関係規定及び政策に基づいて処理する」（59条2項）と定めている。つまり、本件のような時期に発生した著作権の帰属をめぐる紛争は、著作権法を適用して解決する。

本稿の結論を先に述べると、Y1の上訴を棄却した判決の結果は妥当であると考えられる。本件は、確かに文革という著作権を保護する法が皆無の時代に発生したとはいえ、認定事実によると、本件著作物の署名は、法人Aであるが、内容において、Xが執筆したことを明記し、後に著作権についての証明書を発行し、著作権はXに属することを証明した。したがって、それほど難しい事件ではなかったといえる。しかし、著作権をめぐる紛争における法人著作の構成要件の認定問題を明らかにする必要があるだろう。なお、本件では、権利侵害を構成するのであれば、Y1は謝罪すべきかどうか、1審が確定した賠償額が妥当かどうかについても争われているが、ここでは、法人著作の成否に限定して検討し、中国における法人著作の関連問題を考察する。

2 著作権の保護について

周知のように、1991年中国著作権法（2001年改正）が施行されるまで、著作権を保護する法律が存在しなかった。建国後の1950年9月、中国第一回出版業務会議において、「出版業務の改善及び発展についての決議」が採択され、著作権の保護についての原則規定が設けられ、著作権保護の重要文献となった。そもそも当時は著作権保護制度が必要かどうか、知的製品は財産とすることができるか否か、について統一した見解がなく、著作権を保護する制度を構築することができなかった。改革開放の翌1979年から著作権法の立法作業を開始し、1985年に文化部は、「図書、定期刊行物の著作権保護についての保護試行条例」及び実施細則を制定したが、あくまでも内部規則であって、公開されていなかった⁽²⁾。

その後、1986年に民法通則が制定され、はじめて法律において「公民、法人は、著作権を享有し、法に基づいて、署名、発表、出版及び報酬獲得等の権利を有する」（94条）と規定する。しかし、民法通則の規定だけでは、著作権保護には不十分であることは言うまでもない。そこで、1990年9月7日、第7期全国人民代表大会常務委員会第15回会議において、憲法や民法通則の規定を具体化した著作権法が採択され、1991年6月3日に施行された。

3 著作者の概念—法人著作について

（1）著作者概念をめぐる対立

著作者の概念に関しては、ベルヌ条約（文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約）、万国著作権条約いずれも、内国民待遇原則を基礎とし、著作権保護の最低水準を規定しているが、著作者に関する定義を設けていない。たとえば、ベルヌ条約は14条の2第2項（a）で、映画の著作物における著作権を有する者の決定については、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる、と規定する。

しかし、条約の加盟国の中には、中国のほか、たとえば日本やアメリカ、イギリスのように法人著作を認める国がある一方、ドイツのように法人を著作者と認めない国もある。各国の法律に大きな相違が存在し、それに配慮して、条約は著作権保護の最低水準を設けるしかなかったといえる。

このように著作者の概念について、未だ国際的なコンセンサスを得ていない

（2） 呉漢東＝胡開忠『無形財産権制度研究』（法律出版社、2001年）300頁参照。

原因は、ローマ・ゲルマン概念を代表とするドイツ及びフランス等の大陸法諸国と、アングロ・サクソン概念を代表とするアメリカやイギリス等のコモンロー諸国という二つの大きな理念型によるものと指摘されている。

前者の場合は、作者者の精神的発現形態として著作物をとらえ、自然人以外を著作物の創作者（作者者）として観念することがなく、作者者の経済的利益に加え、人格的利益の保護も重要な内容とする。「法人は、譲渡または許諾によって作者者の権利を取得できるだけ」⁽³⁾であり、法人には著作権が原始的に帰属することとされていない。

これに対して、アメリカ（1976年著作権法201条（a）（b）項、106A条）、イギリス（1988年著作権、意匠及び特許法11条2項）の場合は、作者者は必ずしも創作者だけではなく、法人も含まれ、法人への著作権（財産権）の原始的帰属を認めている。「学術技芸の進歩を助長する手段として著作物をとらえ、著作物に投資し、これを市場化し、その事業に対して経済的責任を引き受ける者に著作権は与えられると考えられている。したがって、実際の創作者の正体は問われることはなく、法人が作者者であることを妨げるものは何もない」⁽⁴⁾。日本法においても、アメリカ・イギリスと同じく作者者は法人も含み（2条1項2号）、作者者は作者者人格権と著作権を享有するとしている（17条）。

また、TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）において、いわゆる“Bern-plus”についての規定（10条、13条）も、「誰か権利者であるかについて明確に規定していない」⁽⁵⁾。

（2）中国著作権法における作者者

中国著作権法は、原則的に「著作物を創作した公民を作者者とする」（著作権法11条2項）と同時に、「法人またはその他の組織」も一定の要件の下に、作者者となることを認めている。すなわち、①法人またはその他の組織の指示・監督〔主持〕の下で行うこと、②法人またはその他の組織の意思を代表して創作されたこと、③法人またはその他の組織が責任を負う著作であること、

（3） 千野直邦「法人著作の概念—世界の著作権法にみられる二つの思潮」『民法と著作権法の諸問題（半田正夫教授還暦記念論文集）』（法学書院、1993年）502頁

（4） 千野・前掲注（3）書503頁、小泉直樹「知的財産と法人の権利」（民商法雑誌107巻4・5号（1993年）14頁以下参照。

（5） 潮海久雄『職務著作制度の基礎理論』（東京大学出版会、2005年）39頁。

以上の三つを満たせば、当該法人またはその他の組織を著作者とみなす（同条 3 項）。また、反対の証拠がない限り、著作物に氏名を表示した公民、法人またはその他の組織を著作者とみなす（同条 4 項）。

さらに、職務著作について、中国著作権法は、法律、行政規則の規定または契約により、法人またはその他の組織が著作権を享有する職務著作物については、著作者は、氏名表示権を享有し、法人またはその他の組織は、著作権のその他の権利を享有する。法人またはその他の組織は、著作者に報償を与えることができる、と定める（著作権法16条 2 項）。

委託著作については、委託を受けて創作された著作物の著作権の帰属は、委託者と受託者が契約で定める。明確な約定がない、または契約を締結していない場合には、著作権は、受託者に帰属する（著作権法17条）。

このように、中国における著作者を事実行為として「著作物」を創作した公民（自然人）、と定義しており、明らかに創作者主義（Creator doctrine）の原則によるものと考えられる。しかし他方で、一定の条件を満たせば、法人またはその他の組織を著作者とみなすと定め、創作者主義の原則から大きく乖離しているとも言える。つまり、著作者たりうる者を自然人に限定せず、法人著作も認め、法人も著作能力を有し著作者たりうる、と明確に定めており、法人等への著作権の原始的帰属を認めている。

法人著作を規定する理由⁽⁶⁾については、次のように説かれている。すなわち、法人またはその他の組織は、直接創作することができないが、著作物の創作は、著作者個人の意思ではなく、法人又はその他の組織の指示・監督、発意により、法人の意思を反映し、法人又はその他の組織が著作物の責任を負う場合や、法人またはその他の組織の財力を投入する必要がある著作物について、個人が通常完成できない場合は、法人著作を認めるべきであろう。たとえば、組織の業務報告や新聞の社説、科学研究成果等はそれに当たる⁽⁷⁾。また、「集団創作」の存在も、法人著作を認める主な理由であると主張する学説⁽⁸⁾もある。

(6) 吳漢東編『知識産権法』（中国政法大学出版社、1999年）62頁、王遷「論『法人作品』規定的重構」（法学論壇、2007年第6期）34頁、前掲注（1）・361～362頁等言及。

(7) 吳漢東・前掲注（6）・62頁参照。

(8) 邱国俠＝張紅生「試析法人作品与職務作品的區別標準」河北法学、2004年第2期、102頁。

また、法人著作を規定する目的⁽⁹⁾は、3つあるといわれている。①職務著作の「不足」を補い、一部法人に属する人員以外の者が創作した著作物の著作権を法人に帰属させる。②一部の著作物の著作権を法人に帰属させる（通常職務著作の著作権は、個人に属する）。③国家機関、企業等の法人著作権行使を保護する。

中国著作権法における法人著作の規定、特に職務著作と併存している立法スタイルをめぐって、多くの学者から批判を浴びている⁽¹⁰⁾。たとえば、実務において、権利帰属の問題を判断する際、混乱が生じやすいことや、そもそも法人著作は計画経済の時代の産物であり、今日の市場経済に合わない等は、その理由である。一方、科学技術の発展及び進歩に伴い、多くのハイテク製品・技術に関する著作物は、ますます法人の組織・管理及び協力が必要になってきており、リスク責任も法人が負う場合は多々あるため、法人又はその他の組織を著作者とする必要があるという考えもある⁽¹¹⁾。

4 本件判決の検討—実務における法人著作の認定について

（1）本件判決の検討

本件では、本件著作物は、Aの名義で投稿したとはいえ、認定事実によると、当該著作物の実際執筆者はX個人である。Aは、確かに投稿や出版社の原稿査読等の便利を提供し、本件著作物の形式・内容等について、法人としての考えを示した。しかし、著作の責任については一切言及していないので、法人の指示・監督があったわけではなく、法人の意思を体现しているわけではないので、本件著作物の著作権は、Xに属すると判示した。

前述したように、著作権法における法人著作の構成要件は、主に3つある。①法人が指示・監督すること、②法人の意思を代表し創作されたこと、③法人が責任を負うことである（11条3項）。①③は、比較的判断しやすい。②の法人の意思について、いかに判断するか、著作権法は明確にしていない。自然人の権利を保護する視点に立てば、法人著作について制限的に理解する必要がある。その場合は、②の「法人の意思」についての判断は重要になる。中国で

（9） 前掲注（1）・362頁。

（10） 王遷・前掲注（6）・30頁、劉雋雅「探討我國職務作品的著作權保護」
<http://www.civillaw.com.cn/Article/default.asp?id=41698>（2009年12月15日アクセス）、3頁等。

（11） 吳漢東・前掲注（6）・62頁参照。

は、「法人の意思」は、通常以下のように理解されている。法人著作の創作思想及び表現方法は、法人又はその他の組織の意思を代表・体现しなければならず、法人又はその他の組織の意思は、通常法人の意思決定機関又は法人代表者が法又は部門規章・社内規定等により業務を遂行する過程で体现するという。つまり、ある著作について、法人の意思決定機関又はその代表者が創作の方向性や表現方法といった大まかな枠を決め、指示さえすれば、当該著作は「法人の意思」を体现することになってしまう⁽¹²⁾。しかし、法人の意思を体现しているかどうかについて、拡大解釈をしてしまうと、委託著作、職務著作ないし一部の純粋な個人の著作も「法人著作」に帰属させることができ、明らかに条約の「著作者」を保護する精神や著作権法の立法目的に反することになる。「法人の意思」に対して、以下のいくつかの側面から制限的に解釈すべきである、と現役裁判官が指摘する。すなわち「①著作物の創作は、法人の要求に基づくものか否か。法人が創作に対する具体的な要求は、法人意思を体现する要件である。②著作の形式、内容及び主題は法人の要求を反映しているか否か。法人の意思は、著作の基本構成に反映されていなければならない。③著作物の性質及び用途に鑑み、個人を著作者とすべきでない場合である。換言すれば、自然人である著作者の署名は、著作物の性質又は著作物の創作目的を表わすことができない場合、はじめて法人著作とみなすことができる。たとえば、責任者の報告、法人の年度総括等はそれに当たる」⁽¹³⁾である。

なお、国家版權局の説明によると、法人著作とするためには、さらに「法人署名」でなければならない⁽¹⁴⁾。

これらの要件を本件認定事実に照らし合わせてみると、本件著作物の内容紹介の部分では、すべての内容は X の執筆編著によるものであると明記しており、A が本件著作物の著作権は、X に属すべきことを認めている。つまり、法人著作の構成要件の「②法人の意思を代表して創作された」としても、A が「法人の意思」が存在したこと自体を否定した以上、②の成立は難しくなる。この点について、原審は、本件事実を著作権法11条3項の法人著作の構成

(12) 王遷・前掲注(6)・35頁。

(13) 前掲注(1)・362頁。

(14) 1999年11月11日、「快樂大本營」について、長沙市開福区人民法院に対する国家版權局の回答。しかし、実際には、著作物に署名しているのは、真の著作者ではないケースが存在する(黄勤南『知識産権法』(法律出版社、2000年)328頁)。

要件に照らしてみると、Aは、誰の名義で出版社に投稿するかについて検討していたが、本件著作物の概要や内容等について、法人の当該著作に対する考えを示したにすぎず、著作の責任等については言及していないので、法人の指示・監督、「法人の意思」を代表して創作されたと認定し難いとして、本件著作物の著作権は、著作を創作した自然人であるXに属する、と判示した。

しかし、法人著作に当たるような著作物は、それほど多くないことも既述したとおりである。本件の場合、A法人の証明もあり、著作物の関連内容は、建築関連の一般的な施行技術であり、あえて法人著作にするような事柄ではなく、理由も見当たらない。それでは、実務では、どのような事柄であれば、法人著作の成立を認めるのか、という疑問が生じる。

（2）法人著作を認めた例

裁判例は、最高人民法院公報に掲載されているものであり、民間泥塑芸術家が手掛けた第十世班禪大師（以下「班禪大師」という。）の彫塑頭像の著作権をめぐる、彫塑の作成を依頼した行政機関を訴えた事件（以下「彫塑事件」という）である。

裁判所は、以下のように判示した。班禪大師は中国の著名な宗教指導者であり、国家指導者の一人である。班禪大師の銀の彫塑頭像を作るとは、国家の意思の体现である。行政機関は、国家の指定を受け、この業務に関する全責任を負う立場にある。当該彫塑頭像は、特定の人の彫像というだけではなく、特別な宗教的な意義がある。彫塑の制作に携わる者は、自らの想像で創作することができず、依頼者たる行政機関の意思に従って行うしかない（認定事実によると、行政機関は芸術家に班禪大師の写真5枚及び物質的なサポートをし、五官特徴について複数回にわたって修正意見を出した。）。著作権法11条3項の「法人又はその他の組織」を著作者とする要件を満たしているとして、彫塑頭像の著作権は、彫塑を依頼した行政機関に帰属させなければならない⁽¹⁵⁾。

(15) 西藏自治区高级人民法院民事判決書（1998）藏法民終字第2号、なお、本件は、最高人民法院公報（1999年第6期）204～205頁掲載。類似した彫塑事件として、「原告瀋陽市球迷（サッカーファン）協会与被告遼寧綠福彫塑藝術工程有限公司，許芝本侵犯著作權糾紛一案」（瀋陽中級人民法院判決書〔2005〕瀋中民四知初字第64号）では、裁判所は、当該著作物を職務著作であると認定し、著作権法16条2項により、原告に署名権を認めた（判決の全文は、民商法網 <http://www.civillaw.com.cn/jszx/elisorcasc/content.asp?id=28786>（2009年12月15日アクセス）参照されたい。

結果として、行政機関（＝国家）に彫塑頭像の著作権の原始的帰属を認め、彫塑を制作した芸術家は、署名権すら失ってしまった。

前述した法人著作を規定する理由からもわかるように、一部の著作物の著作権を法人に帰属させ、「国家機関、企業等の法人著作権の行使を保護する」ことは目的である。彫塑事件における法人著作の成否の判断は、明らかにこの目的に応えた、モデルケースだったといえる。最高人民法院は、このケースを最高人民法院公報に掲載したのも、国家機関の法人著作を守ったケースとして下級裁判所に「判例」₍₁₆₎として示したといえる。

しかし彫塑事件において、裁判所は、法人著作の要件としての「法人の意思」の判断基準を明確に示したわけではなく、「国家の意思の体现」というこれ以上ない「最高判断基準」を持ち出し、当事者（原告の芸術家）を「説得」させ、国家指導者の彫塑を法人著作として認定した。

結局、法人著作の構成要件の要である「法人の意思」については、如何に判断するのか、裁判所の裁量に委ねるしかないといえる。本件著作物のような場合は、建築関連の一般的な施行技術を内容とする書物であって、明らかに「国家機関、企業等の法人著作権の行使を保護する」対象となるような著作物ではない。これに対して、彫塑事件の場合、著作権の対象は、「中国の著名な宗教指導者であり、国家指導者の一人」であることを考えると、法人著作として保護しなければならないとする裁判所の判断は、いかに「中国的であるか」といわなければならない。

5 結びにかえて

英米法系の著作権法も大陸法系の著作権法も、中国のように、職務著作のほかに、法人著作を明確に規定する立法例があまり見当たらない。「自然人の創作行為の保護に対する」例外であるといえる。また、中国著作権法における職務著作と法人著作の併存₍₁₇₎ 状況も諸外国の著作権立法との大きな違いであろ

(16) 中国における裁判例の先例としての拘束力問題について、但見亮『『案例指導』の現状と機能—『中国裁判事例研究』の始にあたり』本誌43巻3号、1頁以下、國谷知史「公有住宅購入をめぐる離婚後財産紛争—唐某と喬某の離婚後財産分割事件」本誌43巻3号、206頁以下、また、小口彦太『現代中国の裁判と法』（成文堂、2003年）25頁以下、小口彦太＝田中信行『現代中国法』（成文堂、2004年）69頁以下参照されたい。

(17) 法人著作と職務著作とを併存させ、両者の権利帰属のあり方については、問

う。中国著作権法は、大陸法系と英米法系という2つ異なる立法例を参考した、「第三の理念型」に属するということができようか。

本件のような法人（国家）利益を損なう恐れのない、著作物の著作権をめぐる紛争については、実務では、法人著作に対する認定は、制限的に解釈している傾向が見受けられる⁽¹⁸⁾。前述したように、法人著作の対象となる物が確かに少なく、必要がないのではないかという疑問を提示する学説が多々ある。彫塑事件のようなケースも現実には存在し、法人著作という曖昧な条文に隠れて、法人（＝国家）の利益を「守る」という立法者の苦心もみることができる。

最近の物権法論争⁽¹⁹⁾にあらわれるように、中国法では、常に「国家（法人・集団を含む）」と「個人」、「公」と「私」の縄張り関係が存在し、国際基準（条約など）と国内ルール（政策・国情）の衝突、融合の関係が存在する。これは、いわゆる中国法の「特色」でもあるといえる。著作権法における「法人著作」問題においてもこの「特色」を析出することができよう。この点も合わせて、詳細な検討は別の機会に譲ることにしたい。

題があるとは思わないが、構成要件の違いは必ずしも明らかではないという問題があると思われる。

- (18) 映画の脚本『五朵金花』をめぐる著作権侵害紛争（雲南省高級人民法院（2003）雲高民三終字第16号）、コンピューターソフトウェア著作権帰属をめぐる紛争（江西省九江市中級人民法院（2008）九中民三初字第6号）（中国法院網）等。
- (19) 詳細については、小口彦太「ルビコンを渡った中国法—物権法制定をめぐる一—」比較法学第42巻第1号（2008年）121～161頁、田中信行「中国物権法の曖昧な到達点—制定過程と所有権論争」星野英一＝梁慧星監修、田中信行＝渠涛編集『中国物権法を考える』（商事法務、2008年）269～293頁、但見亮「物権法草案違憲論争の諸相」中国研究月報2007年11月号、3～22頁、拙稿「中国物権法における物権法定主義の意義と取引の安全」中国研究月報2007年11月号、23～38頁、長友昭「中国物権法と農村土地請負経営権をめぐる議論」中国研究月報2007年11月号、39～52頁等参照されたい。